

#### 4. 地球温暖化対策実行計画

##### 概要

平成9年12月、地球温暖化防止京都会議において、温暖効果ガス削減に向けて我が国は平成20年～24年の5年間の平均的な温室効果ガスの排出量を基準年(平成2年)に比較して6%削減することを約束しました。

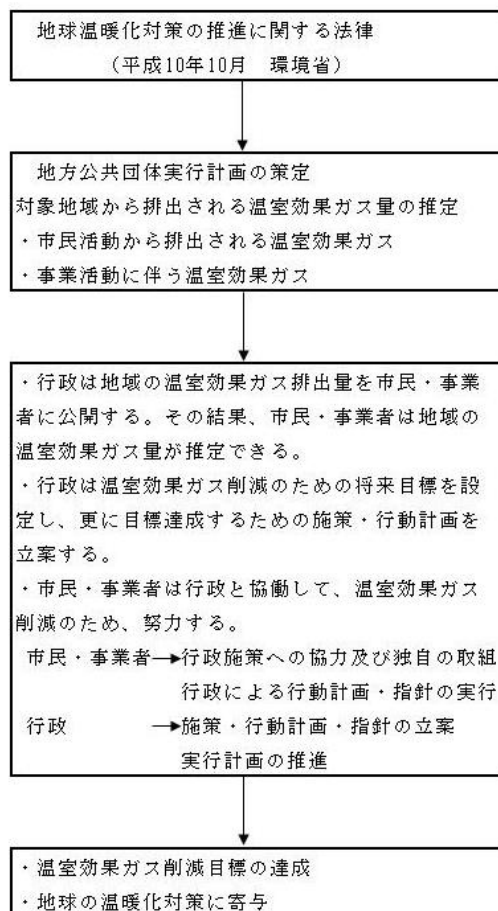
これを受けて、具体的には温室効果ガス排出抑制のための平成10年10月「地球温暖化対策推進に関する法律」が制定され、国、地方自治体、事業者が国民それぞれの責務を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対して「温室効果ガスの排出の量の削減率のための措置に関する計画」(地方公共団体実行計画)策定が義務づけられました。

##### 業務実施のメリットや効果

- ① 自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによって地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することができる。
- ② 自ら対策に取り組んだ経験を基に、事業者が住民に対する情報提供や助言をより効果的に行うことができる。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画は、都道府県及び市町村に策定を義務づけられた地域の温暖効果ガスの抑制等のための総合的な計画です。特に市町村は地域に根ざした最も身近な自治体です。OECでは、自治体の担当者の方が、住民や事業者と協働を図り、地域の特性に応じた効果的な対策を講じることを示した地域の温室効果ガス削減計画の作成のお手伝いを致します。

##### 【地球温暖化対策実行計画フロー図】



(出典：財)日本環境衛生センター(フローを一部修正))